

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成25年度第1回清須市廃物判定審査会
開 催 日 時	平成25年12月17日(火)午後2時30分～
開 催 場 所	清須市役所本庁舎3階第2会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 副市長あいさつ 2. 委員紹介 3. 会長の選出について 清須市放置自動車廃物判定審査会について(資料1) 4. 協議事項 (1) 清須市放置自動車の対応について(資料2) (2) 廃物か否かの判定について (3) その他
会 議 資 料	資料1 清須市放置自動車廃物判定審査会について 資料2 清須市放置自動車の対応について
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	永田純夫会長 瀬見井治職務代理者、林由紀夫委員、浅野正嗣委員、岩田順二委員、堀田知平委員
欠 席 委 員	無
出 席 者 (市)	時田市民環境部長、川松建設部長
事 務 局	<総務部防災行政課> 鷺見総務部長、大橋総務部次長兼防災行政課長、三輪課長補佐、嶋中主任、竹内主事、黒髪主事
<p>会議の経過</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 副市長あいさつ 2. 委員紹介 3. 会長の選出について <p>事務局 清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例・清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則について説明。(資料1)</p> <p>浅野委員より永田委員に会長への推挙があり拍手をもって満場一致で採択された。また、会長が瀬見井委員を職務代理者に指名した。</p>	

4. 協議事項

(1) 清須市放置自動車の対応について

事務局 清須市放置自動車の対応について説明（資料2）

岩田委員 放置自動車をゴミと判断し、費用もかかるのでレッカー移動せずすぐに処分することは出来ないのか。

事務局 所有者に郵送をして宛先不明等で戻ってきているものではあるが、法律等で所有権の問題等があるため、一定期間保管をしている。放置自動車というのは、近隣の方が迷惑を被っているということで通報があるものではあるが、一定の期間保管場所に保管して条例に則り処分していく。

(2) 廃物か否かの判定について

整理番号1 カワサキ エレミネーター250SE

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

林委員 廃物判定は何の基準に基づいて審査がおこなわれるのか。

事務局 基準については告示している清須市廃物判定基準に基づいている。

時田委員 関係機関への所有者照会の際に盗難の有無についても確認しているのか。

事務局 盗難の有無については、警察からの廃棄物協議通知書により確認している。二輪車については、放置自動車の所有者に関する調査事項という文面で回答を受けている。

堀田委員 警察としては調査事項として、ナンバーがついている場合はナンバーによる所有者照会、また車庫申請時の書類による車庫申請時の所有者照会、盗難の有無の3点を調査し所有者に対し通知をしている。

廃物判定結果140点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。
（自動二輪 70点以上は廃物判定基準点）

整理番号2 トヨタ クレスタ

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

廃物判定結果173点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。
（自動車 100点以上は廃物認定基準点）

整理番号3 フォルクスワーゲン ヴェント

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

廃物判定結果158点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。

整理番号4 ミツビシ パジェロミニ

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

廃物判定結果105点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。

整理番号5 トヨタ bB

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

林委員 仮にこの審査会で廃物として認定されない場合はどのように保管した車両は処分されるのか。

事務局 所有者が判明している場合は、放置・移動保管通知書を送付後90日後に処分出来ると条例で定められている。仮に廃物判定審査会で100点未満となった場合も、保管から90日後に処分ができる規定となっている。

林委員 審査会を開かなくても90日後には捨てられるということか。

事務局 所有者が判明している場合についてはそうなるが、所有権の問題等もあるので審査会を行っている。

廃物判定結果100点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。

整理番号6 マツダ デミオ

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

廃物判定結果110点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。

整理番号7 ダイハツ ムーブ

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまでの経緯等について説明

廃物判定結果123点で、各委員からの異議はなく廃物として認定された。

整理番号※ マツダ デミオ

事務局 放置場所・車両の状況・通報から保管に至るまで経緯等について説明し、所有権放棄書を受理しているため、例外的に本市で処分する旨報告した。

会長 保管場所に保管しているということであるが、場所はどこなのか。

事務局 西枇杷島中学校のプールがある西側に扉つきの市有地があり、ある程度の台数を保管出来るので、保管場所として利用している。今年度になり放置車両が増え、保管場所が限られてきたこともあり審査会を開催した。

(3) その他

堀田委員より4月から11月末までの西枇杷島管内の放置自動車の状況について説明があった。

県内 829件（内10件が盗難車） 管内94件

林委員 条例の対象範囲について、公道、公共内施設の駐車場、私有地等色々あるがどこに放置されている車両が対象か。

事務局 公道に一番放置が多いわけであるが、公共内施設においても所有者が判明できないものについては同じような調査を条例に従いすることとなる。なお、私有地は対象外としている。

林委員 県有地、例えば下水処理場等はどうか。

事務局 市が管理する公共の場所と条例に出ているが、その他という言葉が出てくるので県や国の機関と協議することとなると考えられる。

会長 私有地の場合は、土地の所有者がお金を払って処分ということになるのか。

事務局 そうなろうかと思われる。空家の処分とよく似ている。

会長 過去に私有地に放置してあるという通報はなかったのか。

事務局 最近は一度もない。民地内のマンションの駐車場等の事例もない。

会長 今後そうした件が出てくるかもしれないので、よく考えておく必要がある。

時田委員 警察として、車としての機能がないものをゴミとして認定出来ないものなのか。そうならば、そのまま処分出来るということになると思うが。

堀田委員 道路上のこととなるので、道路管理者に通報するという事となる。

事務局 警察からは廃棄物協議通知書というものを受け取っており、車という形のないものは処分できる。

堀田委員 警察としての判断基準は犯罪性の関係ということとなる。

事務局 現在の調査中の車両について説明

閉会

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり